

京都短期大学成美学会会則

第1条 本会は京都短期大学成美学会と称し、事務所を本学内に置く。

第2条 本会は専門の学芸の教授研究の発展に資するために、本学における学問・芸術の教育と研究を振興するとともに、広く関連分野との交流を推進し、以て本学および地域社会の文化的発展に寄与することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の行事を行う。

- イ 学術機関誌『京都短期大学紀要』を発行する。
- ロ 大学の内外に於いて学術講演会、研究交流会、講習会等を開催する。
- ハ その他本会の目的達成のため適当と認める事業を行う。

第4条 本会は次の会員を以て組織する。

イ 正会員

- (1) 本学の専任教員
- (2) 第2条の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、本学の専任教員として在籍し、専任教員による推薦を受け、学会長の承認を得た者。

ロ 学生会員

本学の在学生全員（但し、卒業生で会員の継続を希望する者については学生会員に準ずる扱いとする）。

ハ 特別会員

第2条の趣旨に賛同し、入会を希望する者。但し、専任教員による推薦を受け、学会長の承認を得た者。

二 名誉会員

福知山高商、同経専、同工専、山陰短大、京都短大などに在職した教職員で総会により推薦した者。

第5条 本会は第1部会（社会科学系）・第2部会（自然科学系）・第3部会（人文・芸術系）の3部によつて構成され、各部会には部会長をおく。

第6条 本会に次の役員を置く。

会長1名、副会長1名、部会長3名、監事2名、その他、役員若干名。

第7条 役員の選出は次の通り行う。

- イ 役員は正会員の中より選出する。
- ロ 会長及び監事は正会員の総会に於いて選出し、余余の役員は会長の指名による。

第8条 役員の任期は2ヶ年とし、重任を妨げない。

第9条 役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは之を代理する。
- (3) 部会長はそれぞれの部門の業務を処理する。
- (4) その他の役員は本会の庶務並びに会計処理を行う。
- (5) 監事は本会の会計を監査し、総会に於いてその結果を報告し、承認を求める。

監事は本会の他の役員を兼務しない。

第10条 本学会に紀要編集委員会及びその他の委員会をおく。

第11条 本会に顧問を置くことができる。

第12条 顧問は本学の学長その他適當な人を会長が委嘱し、会長の諮詢にこたえる。

第13条 本会は毎年一回以上総会を開き、会務を審議する。

第14条 若し総会を開くことが出来ない場合は、正会員による総会を以て之に充てることができる。

第15条 本会の経営は次の収入を以て行う。

- イ 会費 正会員は年額 5,000円
学生会員は年額 3,000円
特別会員は年額 10,000円

ロ その他の寄附金及び収入

第16条 本会々員は機関誌等の刊行物の頒布を受ける。

第17条 本会々長は本会々員に対し、一定の条件を定めて顕彰することができる。

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第19条 本会則を改正しようとする時は、正会員の3分の2以上が出席し、その過半数の議決を得ることを要する。

附 則

この会則は平成5年10月1日より改正実施する。

第15条イ項（会費規定）につき、平成5年4月1日改定実施。

第3条イ項（機関誌名）につき、平成15年3月5日改定実施。

第10条（編集委員会名）につき、平成15年3月5日改定実施。